

議案第13号

基山町火入れに関する条例の一部改正について

基山町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町火入れに関する条例の一部を改正する条例

基山町火入れに関する条例（昭和60年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「期間」を「期間」に、「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例（昭和47年条例第25号）第29条の8に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）若しくは火災に関する警報」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、異常乾燥注意報若しくは火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは火災に関する警報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

7 林整研第181号林野庁林政部長、森林整備部長連名通知により、林野火災注意報を火入れの中止の要件に追加するため、基山町火入れに関する条例を改正する必要がある。

令和8年3月12日原案可決